



# 島根県報

平成26年3月31日（月）

号外第64号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【教委規則】

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	（高 校 教 育 課）	2
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（        ”        ）	5
島根県立高等学校授業料減免取扱規則の一部を改正する規則	（        ”        ）	9
島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則	（        ”        ）	15

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

**島根県教育委員会規則第11号**

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「授業料」の次に「、受講料」を加える。

第8条の2第1項中「第86条」を「第87条」に改める。

第26条に次の1項を加える。

- 3 校長は、前2項の規定にかかわらず、外国から帰国した者の編入学の機会を確保するため必要があると認めるときは、各月の初日において編入学を許可することができる。

第9章の章名を次のように改める。

**第9章 授業料、受講料、入学料、受検料及び聴講料**

第39条の見出し及び同条第1項中「授業料」の次に「、受講料」を加え、同条第5項中「授業料」の次に「又は受講料」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「授業料」の次に「又は受講料」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の授業料」を「第1項の授業料及び受講料」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 高等学校等条例第4条第1項ただし書及び第5条第1項の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、高等学校等条例第4条第1項ただし書及び第5条第1項の教育委員会規則で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 入学又は編入学（専攻科への入学又は編入学を除く。）した年度の4月から7月までに納付すべき額を納付する場合 当該年度の8月1日から同月26日まで

(2) 各年度の7月からその翌年度の6月までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金（次項第2号において「就学支援金」という。）の支給を受けていた者が、当該年度の7月から10月までに納付すべき額を納付する場合 当該年度の11月1日から同月26日まで

- 3 高等学校等条例第7条第1項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の教育委員会規則で定めるときは、当該場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときとする。

(1) 入学した年度の受講料を納付する場合 当該年度の8月1日から同月26日までの間

(2) 各年度の7月からその翌年度の6月までの間に就学支援金の支給を受けていた者が、当該年度に納付すべき受講料を納付する場合 当該年度の11月1日から同月26日まで

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立 高等学校長 氏 名 印

教 育 課 程 承 認 申 請 書

別紙のとおり教育課程を  $\left( \begin{array}{l} \text{編成したいので} \\ \text{変更したいので} \end{array} \right)$  承認を申請します。



様式第12号中「2 週当り個人別、各教科・科目別担当時数表（別紙2）」を「2 週当たり個人別、各教科・科目別

担当時数表（別紙2）」に改め、同様式別紙1中

「普通科目計」を

「共通教科・科目単位数計」に、

「専門科目計」を

「専門教科・科目単位数計」に、

「ホームルーム週当たり時数」を

「ホームルーム活動週当たり時数」に改め、同様式別紙1（注）中「園芸」を「生物生産」に、「漁業、衛生看護

等」を「水産等」に改め、同様式別紙2中「年度週当り個人別、各教科・科目別担当時数表」を「年度週当たり個人別各

教科・科目別担当時数表」に、「ホームルーム」を「ホームルーム活動」に、

「週当り担当時数」を

「週当たり担当時数」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

#### 島根県教育委員会規則第12号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8章の章名を次のように改める。

#### 第8章 受講料、入学料、入学検定料及び聴講料

第34条の見出し及び同条中「入学料及び入学検定料」を「受講料、入学料、入学検定料及び聴講料」に改め、同条に次の1項を加える。

2 高等学校等条例第7条第1項ただし書の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の教育委員会規則で定めるときは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときとする。

(1) 入学した年度の受講料を納付する場合 当該年度の8月1日から同月26日までの間

(2) 各年度の7月からその翌年度の6月までの間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）

第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受けていた者が、当該年度に納付すべき受講料を納付する場合 当該年度の11月1日から同月26日まで

様式第1号別紙を次のように改める。

(別紙)

県立 高等学校教育課程 <sup>(編成)</sup> <sub>(変更)</sub> 計画表

課 程	学 科	類型の名称

教 科	科 目	標準単位数	単 位 数	備 考

共通教科・科目単位数計				

専門教科・科目単位数計				
単 位 数 計				
総合的な学習の時間				
特 別 活 動				

学校設定科目単位数		
-----------	--	--

- (注) 1 変更計画の場合は、変更部分の教科・科目・単位数を朱書し、事由書を添付すること。  
 2 選択科目については、同時展開の科目ごとにア、イ・・・群を単位数の左に記して区別すること。  
 3 代替科目については、相互の科目名の備考欄に代替した科目名、単位数を記入すること。  
 4 本表は、2部提出すること。  
 5 その他参考資料を添付すること。

様式第5号中「2 週当り個人別、各教科・科目別担当時数表（別紙2）」を「2 週当たり個人別、各教科・科目別担当時数表（別紙2）」に改め、同様式別紙1を次のように改める。

(別紙1)

## 年度 教 育 課 程 表

課 程	学 科	類型の名称

教 科	科 目	標準単位数	単 位 数	備 考

共通教科・科目単位数計				

専門教科・科目単位数計				
単 位 数 計				
総合的な学習の時間				
特 別 活 動				

学校設定科目単位数			
-----------	--	--	--

(注) 1 科別に作成すること。

2 各教科・科目の記載順は学習指導要綱に示す順序によること。



の療養その他のやむを得ない理由がある者（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する者に該当するものを除く。）とする。

3 条例第6条第1項第3号（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）の授業料を減免する必要がある者として教育委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 就学支援金支給法第3条第2項第3号に該当する者であって、同号に規定する保護者等（第5条第3項において「保護者等」という。）の失職等の家計急変のため、就学支援金支給法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける者との均衡上授業料を減免する必要が生じたもの

(2) 前号に掲げる者のほか、授業料を減免する必要がある者として島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定めるもの

第3条中「授業料」を「授業料等」に改める。

第4条中「授業料」を「授業料等」に改め、「次の表」の次に「の左欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の右欄」を加え、同条の表を次のように改める。

課 程	減免月額
全日制の課程、定時制の課程（単位制による課程を除く。）及び専攻科	条例で定めるところにより毎月納入すべき金額に相当する額
定時制の課程（単位制による課程に限る。）及び通信制の課程	履修する科目の単位数に応じて別に定める金額

第5条第1項中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免願書（様式第1号）を校長に」を「次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める願書を」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号及び第3号に該当しない者 授業料等減免願書（その1）（様式第1号）

(2) 条例第6条第1項第2号（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に該当する者 授業料等減免願書（その2）（様式第2号）

(3) 条例第6条第1項第3号（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に該当する者（第2条第3項第2号に該当する者を除く。） 授業料等減免願書（その3）（様式第3号）

第5条第2項を次のように改める。

2 前項第1号及び第2号の願書は、校長に提出するものとする。この場合において、校長は、願書の提出を受けたときは、その内容を調査し、授業料等減免者推薦調書（様式第4号）を添えて、教育長に提出しなければならない。

第5条に次の1項を加える。

3 第1項第3号の願書は、保護者等の収入の状況に関して教育長が定める書類を添えて教育長に提出しなければならない。

第6条第1項中「授業料」を「授業料等」に改める。

第7条第2項中「授業料減免決定通知書（様式第3号）」を「授業料等減免決定通知書（様式第5号）」に改める。

第8条第1項中「授業料」を「授業料等」に、「第2条各号のいずれかに」を「条例第6条第1項（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する者に」に、「属する」を「属する」に改め、同条第2項中「決定を授業料減免取消通知書（様式第4号）」を「規定により授業料等の減免を行わないこととしたときは、授業料等減免取消通知書（様式第6号）」に改める。

第9条中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料減免者異動報告書（様式第5号）」を「授業料等減免者異動報告書（様式第7号）」に改め、同条第2号中「転学」の次に「、転籍」を加える。

様式第5号中「授業料減免者異動報告書」を「授業料等減免者異動報告書」に、「島根県立高等学校授業料減免者」を「島根県立高等学校授業料等減免者」に、「島根県立高等学校授業料減免取扱規則」を「島根県立高等学校授業料等減免取扱規則」に改め、同様式を様式第7号とする。

様式第4号中「授業料減免取消通知書」を「授業料等減免取消通知書」に、「島根県立高等学校授業料減免」を「島根

県立高等学校授業料等減免」に、「授業料減免を」を「授業料等減免を」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第3号中「授業料減免決定通知書」を「授業料等減免決定通知書」に、「島根県立高等学校授業料減免」を「島根県立高等学校授業料等減免」に、「島根県立高等学校授業料減免取扱規則」を「島根県立高等学校授業料等減免取扱規則」に、「授業料減免決定後」を「授業料等減免決定後」に、「授業料減免を」を「授業料等減免を」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第2号中「授業料減免者推薦調書」を「授業料等減免者推薦調書」に、

「

高等学校		科	第	学年	組
			氏 名		
学 習 に 対 す る 意 欲					

」

を

「

高等学校		科	第	学年	組
※全日制・定時制・通信制			氏 名		
学 習 に 対 す る 意 欲					
修 業 年 限 超 過 の 事 由	(在学期間が通算36月(定時制・通信制にあっては48月)を超過した者について記入)				

」

に、「授業料減免者として」を「授業料等減免者として」に、「授業料減免を」を「授業料等減免を」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第1号表面中「島根県立高等学校授業料減免願書」を「授業料減免願書（その1）」に、

「

島根県立	高校	科	第	学年	組
------	----	---	---	----	---

」

を

「

島根県立	高校	科	第	学年	組	※全日制・定時制・通信制
------	----	---	---	----	---	--------------

」

に、「授業料の」を「授業料等の」に改め、同様式裏面中「島根県立高等学校授業料減免」を「島根県立高等学校授業料等減免」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

## 様式第2号 (第5条関係)

在学期間が通算36月 (定時制・通信制にあつては48月) を超過した者

( )

授業料等減免願書 (その2)						
					高等学校担当者検印	㊟
島根県立 高校 科 第 学年 組				※全日制・定時制・通信制		
本人氏名		保護者等現住所				
本人現住所		※自宅・学寮・下宿・間借・その他				
保護者等の収入の状況						
続柄	氏名	年齢	同居・別居	職業	本年度の市町村民税所得割額	
本年度の市町村民税所得割額合計						
高等学校等における 在学期間	学校名	学校の種類・課程・学科		年 月 日 ～ 年 月 日 (うち就学支援金支給停止期間)		
	学校名	学校の種類・課程・学科		年 月 日 ～ 年 月 日 (うち就学支援金支給停止期間)		
	学校名	学校の種類・課程・学科		年 月 日 ～ 年 月 日 (うち就学支援金支給停止期間)		
在学期間が通算36月 (定時制・通信制にあつては48月) を超過した理由						
授業料等の減免を受けたく連署してお願いします。 年 月 日 本人氏名 ㊟ 保護者氏名 ㊟ 島根県教育委員会教育長 様						

(注) 1 ※印欄は、○印で囲むこと。

2 「続柄」欄には、本人からみた続柄を記入すること。

3 「職業」欄の職業については、農業・自営業(業種)・会社員・公務員等の区分で記入すること。

4 この願書(添付書類を含む。)は、定められた保存期間が過ぎたら、島根県教育委員会で適切に処分します。

## 様式第3号 (第5条関係)

家計急変のため、就学支援金の支給を受ける者との均衡上授業料を減免する必要が生じた者

( )

授業料等減免願書 (その3)					
島根県立 高校 科 第 学年 組				※全日制・定時制・通信制	
本人氏名		保護者等現住所			
本人現住所		※自宅・学寮・下宿・間借・その他			
保護者等の収入の状況					
続柄	氏名	年齢	同居・別居	職業	本年度の所得見込金額 (税込)
本年度の所得見込金額 (税込) 合計					
高等学校等における 在学期間	学校名	学校の種類・課程・学科		年 月 日 ～ 年 月 日 (うち就学支援金支給停止期間)	
	学校名	学校の種類・課程・学科		年 月 日 ～ 年 月 日 (うち就学支援金支給停止期間)	
	学校名	学校の種類・課程・学科		年 月 日 ～ 年 月 日 (うち就学支援金支給停止期間)	
家計急変の内容					
授業料等の減免を受けたく連署してお願いします。 年 月 日 本人氏名 ㊟ 保護者氏名 ㊟ 島根県教育委員会教育長 様					

(注) 1 ※印欄は、○印で囲むこと。

2 「続柄」欄には、本人からみた続柄を記入すること。

3 「職業」欄の職業については、農業・自営業(業種)・会社員・公務員等の区分で記入すること。

4 この願書(添付書類を含む。)は、定められた保存期間が過ぎたら、島根県教育委員会で適切に処分します。

**附 則**

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

---

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

**島根県教育委員会規則第14号**

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例（平成26年島根県条例第24号。以下「改正条例」という。）附則第 4 項の必要な経過措置に関する事項を定めるものとする。

(経過措置)

**第 2 条** 平成26年度に県立高等学校に入学し、又は編入学した者（専攻科へ入学し、又は編入学した者を除く。）に係る同年度分の授業料については、改正条例による改正後の島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、各月に納付すべき額を、当該月の初日前に納付することができる。

**第 3 条** 前条の規定により各月に納付すべき額を当該月の初日前に納付した者が、当該前納に係る月前に当該高等学校又は当該課程に在籍しないこととなった場合は、改正条例による改正後の島根県立高等学校等条例第 9 条の規定にかかわらず、当該前納に係る月分の授業料を還付する。

**附 則**

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。